

# 電気事業法第 107 条の規定に基づく

## 立入検査の結果

令和 6 年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

### 凡例

法：電気事業法

施行規則：電気事業法施行規則

報告規則：電気関係報告規則

電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令

電技解釈：電気設備の技術基準の解釈

水技省令：発電用水力設備に関する技術基準を定める省令

火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

太技省令：発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問合せ先：九州産業保安監督部 電力安全課  
M A I L : bz1-kyushu-denanka@meti.go.jp  
T E L : 092-482-5519

## 【水力発電所】立入検査実施件数 3件

○指摘事項 なし

## 【火力発電所】立入検査実施件数 5件

○指摘事項 なし

## 【風力発電所】立入検査実施件数 3件

○指摘事項なし

## 【太陽電池発電所】立入検査実施件数 5件

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に抵触する事項  
(1事業場)

主な抵触事項	関係条項など
・パネル受材の腐食が認められる。	電技省令第4条

○発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に抵触する事項  
(1事業場)

主な抵触事項	関係条項など
・支持物とパネルの接合部の強度が、技術基準に適合している事が設計図書等で確認できない。	太技省令第4条

設置時の技術基準には適合しているものの、最新の技術基準に基づき改善が推奨される箇所については、「改善推奨事項」として設置者に対し通知した。

## 【送変電設備、配電設備】立入検査実施件数 5件

○指摘事項 なし

## 【需要設備】立入検査実施件数 21件

○電気事業法及び電気事業法施行規則に抵触する事項  
(11事業場)

主な抵触事項	根拠条項など
・受電設備が更新推奨時期を過ぎている。	法第39条
・保安規程に基づく点検が行われていない。	法第42条
・主任技術者が選任されていない。	法第43条
・サイバーセキュリティ対策の検討必要性を認識していない。	電技省令第15条の2

## 【保安法人】 立入検査実施件数 8 件

○電気事業法に違反する指摘事項

(1 機関)

主な指摘事項	根拠条項など
・ 保安管理業務を受託している一部の事業場において、絶縁監視装置の設定値の不適切な運用を行っている。	施行規則第 5 3 条第 3 項

## 【登録調査機関】 立入検査実施件数 5 件

○電気事業法に違反する指摘事項

(1 機関)

主な指摘事項	根拠条項など
・ 一般用電気工作物の調査業務を受託している一部の事業場において、調査員が記録の虚偽記載をしている。 ・ また、一部点検を行っていない。	法第 9 2 条